

番号	1 大阪市通園交通費の対象拡大について	
項目	人工呼吸器を携行する医療的ケア児へも対象を拡大していただきたい。 近年、肢体不自由児ではなく、歩行は可能だが気管切開で人工呼吸器を装着している医療的ケア児が増加している。 本制度の規定には、「肢体不自由児であって、公共交通機関により通園することが困難なため自家用車等による通園が特に必要であると市長が認めた場合」とあるが、人工呼吸器や吸引機等の機材を携行するために自家用車の使用が必要な場合も対象とされたい。 また、介護タクシーの利用に係る給付について、対象者の制限やチケットの利用枚数の制限（月 8 枚）の緩和を求めたい。	
	（回答） 児童発達支援センター通園交通費については、児童発達支援センターへ通園する児童の保護者の負担軽減を図ることを目的として、通園にかかる交通費の支給を行っております。 今後も利用者の実態等をふまえつつ、児童発達支援センターへ通園する児童の保護者の負担軽減につながる事業の実施に取り組んでまいります。 また、本市「重度障がい者等タクシー料金給付事業」は、大阪市に居住する身体・知的障がい者等で鉄道駅舎を利用することが困難であるなど、他に移動手段がないために外出が困難な方を対象に、外出の機会の創出等のため、年間最大 96 枚のタクシー給付券を交付のうえ、乗車料金の一部を給付する本市独自事業として、昭和 57 年から継続実施しているところです。 引き続き、重度の障がいのある方等の外出を支援する事業として継続していけるよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 福祉局障がい者施策部障がい支援課	電話：06-6208-8072 電話：06-6208-8015

番号	2 児童発達支援の代替支援としてのリモート支援（オンライン保育）の算定について
項目	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。 昨今の熱中症対策や感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能とするよう、国に要望していただくとともに大阪市独自の施策を講じていただきたい。
(回答) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時的な取扱いとして、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の対象とするとお示ししていたものです。本取扱いについては、現時点では終了しております。 児童発達支援や放課後等デイサービスについては通所による支援を前提としていることを踏まえつつ、新たな支援手法としてリモートによる支援を加えること等については、国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	3 障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について
項目	携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は 90 パーセントを超えており、生徒間の連絡についてもモバイル端末でのコミュニケーションが一般的になっていることから、児童養護施設等に入所する児童と同様に、措置費から通信料を支弁できるよう国に要望していただきたい。
(回答) 障がい児入所施設における措置費の支弁に関して、必要な見直しを行うよう国へ要望しているところです。また、見直しに際しては児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容とするよう併せて求めており、今後につきましても必要な要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8015

番号	4 障がい児入所施設の実態把握について	
項目	法改正や社会的要因により、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化していることに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。 また、児童養護施設と比して小規模ユニット化などの設備整備は進んでおらず、制度上の枠組みは「高齢者施設等」に分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について、国に要望していただくとともに、大阪市としても独自に調査を実施していただきたい。	
	(回答) 障がい児入所施設における措置費の支弁に関して、人員体制や加算の算定等、必要な見直しを行うよう国へ要望しているところです。また、見直しに際しては児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容とするよう併せて求めており、今後につきましても必要な要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課	電話：06-6208-8015

番号	5 報酬改定等に伴う運営指導課への問合せに関するシステム化について	
項目	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、各施設・事業所が福祉局へ問合せする電話がつながらず非常に苦劳したが、電話が通じて質問したとしても、回答に時間がかかったり職員によって回答内容が異なったりすることで、各施設・事業所はどの回答に沿った運営を行えばいいのか、現在も戸惑いながら事業運営を行っている。 そこで、この現状を改善するには、民間企業のコールセンター等が導入しているように、職員が「質問と回答」の内容を継続して把握し、回答が職員によって異なる事態を防ぐための「仕組み」の構築を検討していただきたい。 さらに、メールでの質問の受付や、各施設・事業所から大阪市に質問した内容とその回答について、多かったものや重要度の高いものなどを大阪市ホームページに『Q&A』のコーナーを設定して公開していただきたい。	
	(回答) 令和6年4月以降、報酬改定に関する事業者からの問い合わせが集中したことにより、運営指導課への電話がつながらないといった多数のお叱りの声をいただくこととなりました。事業者のみなさまへ大変なご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げます。 また、電話がつながっても回答に時間がかかる、職員によって回答が異なるといったご意見についても真摯に受け止め、改善を図ってまいります。 なお、ご提案の『Q&A』については、8月に「よくあるお問い合わせ」と題してコンテンツの作成を行いました。今後も継続してコンテンツ内容の充実を図り、事業所のみなさまの支援に努めて参ります。 また、DXの推進等により、電話を取り漏らすことなく、迅速に正確な回答が行えるような仕組みの構築につきましても関係部署と検討しながら、改善を図ってまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部運営指導課 電話：06-6241-6527	

番号	6 入所施設の入所者に関する移動支援の適用について
項目	入所施設では、これまで以上に人材確保が困難となる状況のなかで、入所者の外出支援が困難となっていることから、移動支援（ヘルパー）の利用対象者の範囲の拡大を予算要望で取り上げてきたが、過去対象者でなかった知的障がい者や精神障がい者が現在は支給決定されていることや、「全身性障がい者」の対象範囲も拡大されていることから、施設入所者の移動支援の対象者の範囲や基準を明確にしたうえで、広く周知するよう検討していただきたい。
（回答） 本市においては、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援として、移動支援事業を実施しており、全身性障がい者の方においては、施設入所者への必要な外出支援として、施設入所中であっても、移動支援事業の利用対象者としています。 なお、施設に入所されている重度の盲ろう児の方や、知的障がいがある方、精神障がいがある方においても、一時帰宅中などの場合においては、必要な外出を支援するため、利用を可能としているところです。 今後においても、移動支援事業を必要とされる方にもれなくサービスが行き届くように必要な周知等に取り組んでまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	7 施設に入所している重症心身障害者等を入浴支援加算の対象に
項目	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護における入浴支援加算が重症心身障害者等を対象に設定されたが、施設入所している方についても対象とするよう国に要望していただきたい。
(回答) 生活介護の入浴支援加算については、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な方等への入浴支援について、より支援に時間を要すること、複数職員による手厚い体制をとっていること等を評価するため、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定で新たに創設されました。 この入浴支援加算については、障がい者支援施設に併設の生活介護事業所においても算定することは可能となっておりますので、施設に入所されている方であって、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な方に対し、施設に併設されている生活介護事業所で入浴支援を提供した場合においても、加算の対象となります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	8 サービス管理責任者更新研修の要件緩和ならびに相談支援従事者研修・強度行動障がい支援者養成研修の定員拡大について
項目	サービス管理責任者更新研修は、過去５年間に２年以上のサビ管業務に従事しているか、現にサービス管理業務に従事していることが受講要件になっているが、資格者が資格を喪失することなく、希望すれば全員が受講できるようにするため、これらの条件を撤廃または緩和していただきたい。 それにより、サービス管理責任者の引き抜き、退職、病欠、産休等によってサービス管理責任者が不在になった時に柔軟に対応できるようになることから検討していただきたい。 さらに、相談支援従事者研修や強度行動障がい支援者養成研修についても、受講希望しても受講できない施設・事業所が多いことから、受講者の定員拡大を検討するとともに、国や大阪府等に要望していただきたい。
(回答) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等については、令和元年度に研修体系が見直しされ、実務経験要件が最大８年に短縮される一方、基礎研修の修了後、新たに２年以上有資格者のもとの児童発達支援管理責任者の業務の一部に従事するＯＪＴと、実事例を用いた演習を中心とした実践研修の受講が必要とされるとともに、５年ごとの更新研修の受講が義務付けられたところです。 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の中でもとりわけ実践研修については、近年受講希望者が多数にのぼり、希望しても受講できない状況があるということは本市としても認識しておりますことから、２１大都市主管課長会議を通じ、国に対して都道府県への財政的支援などを行うよう要望を行っているところです。 加えて、研修の実施主体である大阪府に対しても、新たな研修事業者の確保をするなどし、研修受講者数の増加を図るよう要望しております。 なお、大阪府では、令和６年度に新たな研修実施事業者を確保し、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の実施回数が増えたところです。 さらなる研修受講枠の拡大に向けて、新たな研修事業者の確保や研修手法の改善などについて大阪府へ働きかけてまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	9 福祉人材の確保について
項目	労働力の供給が減少していることもあり、福祉人材における人材不足が深刻化しているとともに若者の福祉離れが目立つが、若手人材確保に向けての就職フェアの開催等、大阪市としての人材確保に向けての計画を検討するとともに、人材確保に係る必要経費を考慮した支援をしていただきたい。
(回答) 福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。 本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等を行っています。 また、福祉・介護の仕事のマイナスイメージを払拭し、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも非常に重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を漫画化し、市内中学生に配布するとともに、ホームページへの掲載をし、魅力ある仕事として認識いただけるよう取り組んでいるところです。令和5年度は、より効果的に発信するため、きらめき大賞の受賞作品の中から動画を作成し、公共施設の広報媒体などを活用し広く魅力を発信できるようにしてまいりました。 そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。	
担当	福祉局生活福祉部地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	10 入所施設利用者の高齢化・重度化に伴う職員体制及び通院対応について
項目	入所施設利用者の高齢化・重度化が深刻となっており、65歳以上の入所者も増えてきていることから、食事や排泄介助、車椅子の移動、医療面など様々な支援が必要となり職員の負担が大きい。 通院に対する加算が新設されたが、複数科に受診することも多く、それに伴い運転手の確保や添乗スタッフを配置しなければならないが、新設された加算では単価が低いことから、高齢化・重度化、通院に対する加算や職員配置の改善等を検討していただきたい。
(回答) 障がい者支援施設における通院支援加算については、入所する方の重度化・高齢化などを背景に、医療的ケアが必要な方等の通院頻度が高くなっていることを踏まえて、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定で新たに創設されたところです。 本市としても、障がい者支援施設に入所する方の重度化・高齢化を踏まえ、ひと月あたりに算定できる回数の上限や報酬単価について、支援の実態に即したものとなるよう実態の把握に努めるとともに、他の指定都市とも連携しながら国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	11. グループホームにおける通院等介助について
項目	グループホームにおける通院等介助において、4時間の支給決定がされるが、複数科に受診することも多く、現状の支給決定では不足している。 グループホームにおける医療ニーズも増えていることも踏まえ、支給決定について検討していただきたい。
(回答) グループホーム利用者に対する通院の支援については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成19年度より、慢性疾患のある利用者については、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月2回まで居宅介護における通院等介助の利用を可能としております。 また、急病時など緊急的に通院を要する場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。 利用者が安心してグループホームで地域生活を送るためには、グループホームが安定的かつ継続的な運営を行っていく必要があるため、本市においても支援の実態に即した制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	12 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について
項目	令和6年度ならびに令和5年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、国や大阪府等に対して必要な対応・要望等すると回答されていたが、その後の経過や進捗状況等について教えていただきたい。
(回答) 令和6年度ならびに令和5年度の予算要望項目について、経過・進捗状況等をそれぞれお答えします。 ・(R6-3) サービス管理責任者の実践研修の要件の緩和について ・(R6-7) 措置解除の事由に係る就職支援費(加算費)支給の有無について ・(R6-8) 措置停止による受診券の利用停止について ・(R6-9) 産休等代替職員補助金の対象施設拡大について ・(R5-2-(8)) 提出書類の簡素化・簡略化について(認定特定行為業務従事者認定証) ・(R5-6) 障害児入所施設の職員配置の3対1について ・(R5-7) 被虐待児受入加算の期限の延長(1年間を3年間に)について ・(R5-8) 障害児入所施設の実態に見合った支給について ・(R5-9) 大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について 本年7月には大都市民生主管局長会議、8月には大阪府市長会など、様々な機会を通じて、国や大阪府に対して要望を行っています。 また、報酬単価の改善等を含め、様々な項目について、本市を含む20の政令市と東京都で構成している二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議において、本年7月に障害者福祉施策に関する要望を行いました。 具体的には、貴会からの令和6年度予算要望項目3に関連して、サービス管理責任者の実践研修の要件の緩和について、項目7の措置解除の事由に係る就職支援費(加算費)支給の有無について、項目8の措置停止による受診券の利用停止について、項目9の産休等代替職員補助金の対象施設拡大について、令和5年度予算要望項目6に関連して、障害児入所施設の職員配置の3対1について、項目7の被虐待児受入加算の期限の延長(1年間を3年間に)について、項目8の障害児入所施設の実態に見合った支給について、項目9の大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大についてなどに関して要望を行いました。 提出書類の簡素化・簡略化に関して、国や大阪府等で定められた様式や必要書類について、障がい福祉サービス事業所等の事務負担の軽減が図られるよう要望等を行っており、認定特定行為業務従事者認定証においては、大阪府へ連携しております。	

・（Ｒ５－２－(9)）提出書類の簡素化・簡略化について（処遇改善加算等【厚労省・大阪府】）

令和６年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の届出において、国の示す様式が一部簡素化（小規模事業所用の様式の新設）されましたが、処遇改善加算の手続きのみならず、申請手続きの簡素化、様式の統一など、さらなる簡素化・簡略化を行うよう、引き続き要望を行ってまいります。

・（Ｒ５－２－(10)）提出書類の簡素化・簡略化について（WAM【福祉医療機構】）

独立行政法人福祉医療機構（WAM）において構築した財務諸表等電子開示システムは、計算書類等の所轄庁への届出方法として、社会福祉法施行規則第９条第３項に規定されています。

一方、WAMの福祉・医療貸付の融資を受けられた場合には、事業報告書等電子報告システムで必要書類をご提出していただくものとされております。

前回ご指摘のありました「事業報告書等電子システムで再度アップする必要性」につきまして、WAMに確認させていただいたところ、「情報公開用の財務諸表等電子開示システムのデータと高い気密性が求められる事業報告書等電子報告システムの融資先データを共有することは、融資先情報の安全性に関わるものであり、ご負担をおかけするが共有は難しい」との見解でありました。

なお、国におきましては、事務の簡素化等について、計画的に実施するとしており、引き続き本市におきましても、様々な機会を通じて、現場の実情やご意見を伝えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

・（Ｒ６－５）地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて

本市が従前より実施しております制度に加えて民間保育施設での更なる受入が促進されるように、令和６年度より、医療的ケア児の受入にかかる対応看護師の雇用経費の助成額上限について１日あたり８時間から１１時間に引き上げるとともに、看護師の雇用条件を緩和し、医療的ケア児の災害対策に必要な備品の購入費の助成を新設することとし、同様に公立保育所においても同様の対応が可能なよう取り組みを進めております。

今後も、なお一層の障がい児の受入れ促進に取り組んでまいります。

担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課	電話：06-6208-8245
	福祉局障がい者施策部運営指導課	電話：06-6241-6527
	福祉局総務部総務課法人監理グループ	電話：06-6241-6540
	こども青少年局幼保施策部保育所運営課	電話：06-6684-9709